

令和2年1月9日
宮城県環境生活部原子力安全対策課

令和元年度原子力防災訓練の結果について

1 実施概要

- (1) 日 時 令和元年11月12日（火）午前8時30分から午後2時30分まで
〃 13日（水）午前8時30分から午後1時50分まで
- (2) 主 催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
- (3) 参加機関 国、県、県内全市町村など約150機関
- (4) 参加者数 約3,500人
(うち住民避難者 80人、屋内退避を実施した児童・生徒等 約3,100人)

2 台風19号の影響による原子力防災訓練の規模の縮小

台風19号による甚大な被害の発生を受け、多くの訓練参加機関における災害対応を優先するため、規模を縮小して実施。

3 実施結果

(1) 緊急時通信連絡訓練（11月12日）

- ・ 原子力事業者通報や、国の指示等に基づく応急対策の内容について、県内全市町村をはじめとする防災関係機関が緊急時通信連絡を実施し、通信連絡系統を確認した。
- ・ 昨年度、一部の機関でファクシミリの受信の遅延や不着があったことから、県及び全市町村を対象に、電子メール等を併用し、通信を多重化するとともに、遅延の解消に努めた。
- ・ 国の通信機器の不具合による一部の市町へのファクシミリの未送信及び通信連絡先の誤りによる一部関係機関へのファクシミリの不達があった。

(2) 広報訓練（11月12日、13日）

- ・ 漁業無線局を用いた船舶等への広報を実施したほか、東松島市、美里町及び南三陸町において、住民避難に併せてエリアメール（緊急速報メール）や防災行政無線、広報車両による広報を実施し、広報手段及び手順等の確認を行った。

(3) 原子力災害医療活動訓練

① 汚染傷病者搬送訓練（11月12日）

- ・ 女川原子力発電所から想定汚染傷病者2名を石巻赤十字病院に搬送し、傷病者発生から医療機関への搬送までの通信連絡系統及び一連の手順を確認した。
- ・ 石巻赤十字病院では、トリアージ及び医療処置を実施後、他の原子力災害拠点病院への転院を想定した通信連絡を行い、通信連絡系統及び医療処置に係る一連の手順を確認した。
- ・ 仙台医療センターでは、内部被ばくが確定した患者の高度被ばく医療センターへの転院を想定した通信連絡を行い、連絡系統を確認した。



汚染傷病者搬送訓練（石巻赤十字病院）

② 医療機関避難訓練（11月12日）

- ・ U P Z内の医療機関である石巻赤十字病院において、一時移転の可能性が高まったことに伴う入院患者の避難準備を想定した県災害医療本部との通信連絡を行い、転院搬送調整に係る一連の手順を確認した。

③ 避難退域時検査活動訓練（11月13日）

- ・ 東松島市鷹来の森運動公園に避難退域時検査場所を設置し、東松島市赤井地区等から避難する車両に対して放射性物質の付着状況の検査を行い、一部の車両に対しては基準を超過したという想定のもと、身体の汚染検査・除染を行った後、通過証を交付し、避難退域時検査に係る一連の手順を確認するとともに、要員の技能習熟を図った。
- ・ バスで避難する住民の人数確認が不十分であったため、一部の住民に通過証が交付されなかった。



避難退域時検査活動訓練（東松島市鷹来の森運動公園）

④ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練（11月13日）

- ・ 東松島市及び美里町の一時集合場所並びに避難退域時検査場所において模擬での安定ヨウ素剤の緊急配布を実施し、一連の手順を確認した。
- ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布時に住民から寄せられる相談に対応するため、宮城県薬剤師会及び石巻薬剤師会による薬学的相談を実施した。



（4）住民避難訓練（11月13日）

① 住民避難訓練

- ・ 東松島市赤井地区及び美里町小島行政区の住民を対象に、バスや自家用車による、避難訓練を実施し、住民に避難経路を確認していただいたほか、一時集合場所及び避難所受付ステーション等の設置運営の手順を確認した。
- ・ 東松島市赤井地区住民の避難を通じて、岩沼市において避難住民の受入れを初めて実施し、避難所等の設置運営手順について確認した。

薬剤師による薬学的相談
(東松島市鷹来の森運動公園)

② 学校等への屋内退避訓練

- ・ 東松島市及び南三陸町の学校等において児童生徒が屋内退避を実施し、一連の手順を確認するとともに、住民の防災意識の高揚を図った。

③ 社会福祉施設の避難訓練

- ・ U P Z内社会福祉施設（入所）において、避難先施設との通信連絡及び避難先施設までの経路確認等を実施し、一連の手順及び施設間の連携を確認した。



東松島市住民避難訓練（岩沼市総合体育館）

令和元年度原子力防災訓練の主な内容と規模の縮小の概要

訓練名称	当初想定の訓練の主な内容	実施の有無	一部実施の場合の内容
1 緊急時通信連絡訓練	防災関係機関との通信連絡訓練	実施	
	テレビ会議システムを活用した指示伝達、情報共有	中止	
2 県災害対策本部運営訓練	県災害対策本部の設置、運営、要員参集	中止	
	防護措置の実施方針の作成		
3 市町災害対策本部運営訓練	市町災害対策本部の設置、運営、要員参集	中止	
	暫定 OFC への職員派遣		
	住民防護対策の実施		
4 県現地災害対策本部運営訓練	県現地災害対策本部の設置、運営	中止	
	原子力災害合同対策協議会、県災対本部と連携した応急事態対策		
5 原子力災害合同対策協議会運営訓練	各関係機関等との連絡調整及び連携	中止	
	原子力災害合同対策協議会等の運営		
	各機能班の運営		
	一時移転等の実施方針の作成		
6 緊急時モニタリング訓練	緊急時モニタリングセンターの立ち上げ及び運営	中止	
	緊急時モニタリングの実施		
7 広報訓練	広報文案の作成	実施	住民避難訓練に連動する 広報訓練のみ実施 プレス訓練を中止
	報道機関への広報	一部実施	
	住民等への広報	一部実施	
8 原子力災害医療活動訓練	医療機関への汚染傷病者の搬送	実施	住民避難訓練に連動する 避難退域時検査場所活動訓練及び安定ヨウ素剤緊急配布訓練のみ実施
	医療機関の避難訓練	実施	
	避難退域時検査場所の設置及び運営	一部実施	
	安定ヨウ素剤の緊急配布	一部実施	
9 住民避難訓練	避難所受付ステーションの設置及び運営	一部実施	東松島市、美里町及び南三陸町の住民避難訓練のみ実施（南三陸町は屋内退避訓練）
	避難所の設置及び運営	一部実施	
	避難訓練	一部実施	
	屋内退避訓練	一部実施	
	避難等区域内住民の確認	一部実施	
	原子力防災に関する講演会	中止	
	被ばく相談を主とした心のケア相談窓口の設置	中止	
10 交通対策等措置訓練	交通規制	中止	
	避難退域時検査場所への誘導		